

新婚さんの新生活を応援します！

結婚に伴う住居の取得、リフォーム、賃貸等の初期費用等、引越費用の補助を行います。1世帯あたり**上限30万円**を支給します。



【補助対象経費】

- ・住宅の購入費用
- ・住宅のリフォーム費用
- ・賃貸に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等の初期費用等
- ・引越費用(引越業者又は運送業者への支払いに係るもの)

〈対象要件（世帯）〉 ①～⑥の要件をすべて満たす世帯

- ①令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ②夫婦の婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ③令和5年3月31日までに町内で住居を購入、リフォーム又は賃貸した世帯

- ④夫婦の所得の合計額が400万円未満

※申請時において無職の場合又は離職した者については所得なしとします。
※奨学金を返還している場合は年間返済額を控除します。

- ⑤久米島町に継続して居住する意思があること
- ⑥他の公的制度による家賃補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

※その他要件があります。詳しくはホームページ又は町民課までお問い合わせ下さい。

〈お問い合わせ先〉久米島町役場 町民課 TEL:098-985-7123